



三重県公報

令和8年9月30日 (水)

号 外

目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
規 則			
50	保健師助産師看護師法施行細則の一部を改正する規則	(医務・国保課)	2
51	栄養士法施行細則の一部を改正する規則	(健康推進課)	15
52	調理師法施行細則の一部を改正する規則	(食品安全課)	20
53	製菓衛生師法施行細則の一部を改正する規則	(同)	25
54	毒物及び劇物取締法施行細則の一部を改正する規則	(薬務課)	31
55	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則の一部を改正する規則	(同)	33
公 安 委 規 則			
6	委託を受けて確認事務を行おうとする法人の登録等の手続に関する規則の一部を改正する規則	(公安委員会)	37
告 示			
608	三重県医師法施行細則の一部を改正する告示	(医務・国保課)	55
609	三重県歯科医師法施行細則の一部を改正する告示	(同)	55

規 則

保健師助産師看護師法施行細則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和八年九月三十日

三重県知事 一 見 勝 之

三重県規則第五十号

保健師助産師看護師法施行細則の一部を改正する規則

保健師助産師看護師法施行細則（昭和二十四年三重県規則第五号）の一部を次のように改正する。

第一号様式から第二号様式までを次のように改める。

第 1 号様式（第 2 条関係）

准 看 護 師 免 許 証	
本籍地都道府県（国籍等）	
氏 名	
年	月 日生
保健師助産師看護師法（昭和 23 年法律第 203 号）により准看護師の免許を与える よってこの証を交付する	
年 月 日	
三重県准看護師籍登録	
本免許は	年 月 日第 号
をもって准看護師籍に登録した	
三重県知事	印

第1号様式の2（第3条関係）

三 重 県 証 紙
貼 付 欄

准 看 護 師 免 許 申 請 書

1 試験合格

年 月 日 第 回

都 道
府 県2 罰金以上の刑に処せられたことの有無（有の場合、その罪、刑及び刑の確定年月日）
有・無3 准看護師の業務に関する犯罪又は不正行為を行ったことの有無（有の場合、違反の事
実及び年月日） 有・無4 出願後の本籍又は氏名の変更の有無（有の場合、出願時の本籍又は氏名）
有・無5 旧姓併記の希望の有無
有・無6 過去に准看護師免許を有していたことの有無（有の場合、登録都道府県及び登録番号）
有・無

上記により准看護師免許を申請します。

年 月 日

三重県知事 宛て

本 籍 (国籍等)	都 道 府 県
--------------	------------

住 所	〒
連絡先電話番号	()

ふりがな	(氏)	(名)	性 別
氏 名			男
	(旧姓)		女
通 称 名			
生年月日	年	月	日

添付書類

- 1 戸籍抄本（謄本）又は住民票の写し（本籍が記載され、かつ個人番号の記載のないものに限る。）
（発行の日から6か月以内のもの）
※出願後の本籍又は氏名の変更の有無が有の場合もしくは免許証の氏名に旧姓の併記を希望する場合には、
住民票の写しではなく、必ず本籍又は氏名の変更経過が確認できる戸籍抄本（謄本）を添付してください。
- 2 准看護師試験合格証書の写し
- 3 診断書（発行の日から1か月以内のもの）

第2号様式（第3条関係）

三 重 県 証 紙 貼 付 欄

准看護師籍訂正及び免許証書換え交付申請書

1 登録年月日 年 月 日

2 登録番号 第 号

3 変更が生じた事項

	変 更 前		変 更 後（第1回）		変 更 後（第2回）	
本 籍 （国籍等）	都 道 府 県		都 道 府 県		都 道 府 県	
ふ り が な	（氏）	（名）	（氏）	（名）	（氏）	（名）
氏 名	（旧姓）		（旧姓）		（旧姓）	
旧姓併記の 希 望			有 ・ 無		有 ・ 無	
通 称 名						

変 更 の 事 由	
-----------	--

上記により准看護師籍訂正及び免許証書換え交付を申請します。

年 月 日

三重県知事 宛て

住 所	〒
就 業 場 所 の 所 在 地	
連 絡 先 電 話 番 号	（ ）
氏 名	
生 年 月 日	年 月 日

- 添付書類 1 戸籍抄本（謄本）（発行の日から6か月以内のもの）
 2 准看護師免許証
 3 提出期限（30日）を過ぎたときは、遅延理由書

第4号様式を次のように改める。

第4号様式（第3条関係）

三 重 県 証 紙 貼 付 欄

准看護師免許証再交付申請書

- 1 登録年月日 年 月 日
- 2 登録番号 第 号
- 3 再交付の理由 （ 損 傷 ・ 亡 失 ）

上記により准看護師免許証の再交付を申請します。

年 月 日

三重県知事 宛て

本 籍 (国 籍 等)	都 道 府 県		
住 所	〒		
就 業 場 所 の 所 在 地			
連 絡 先 電 話 番 号	()		
ふ り が な	(氏)	(名)	
氏 名			
	(旧姓)		
通 称 名			
生 年 月 日	年 月 日		

添付書類

- 1 再交付に関する調査書
- 2 戸籍抄本（謄本）又は住民票の写し（本籍が記載され、かつ個人番号の記載のないものに限る。）（発行の日から6か月以内のもの）
- 3 損傷の場合は、損傷した免許証

第五号様式及び第六号様式を次のように改める。

第5号様式（第3条関係）

准 看 護 師 試 験 受 験 願 書		
三 重 県 証 紙 貼 付 欄		
本 籍（国籍等）		
住 所	〒	
ふりがな 氏 名		年 月 日 生
学歴 中学校若しくは義務教育学校卒業又は中等教育学校前期課程修了から記入してください。		
連絡先電話番号	()	
上記により、准看護師試験を受験したいので申請します。 年 月 日 氏 名 三重県知事 宛て (注意) 1 字は、インク、ボールペン等（黒又は青に限る。）を用い、楷書ではっきりと書くこと。 2 三重県収入証紙には、消印をしないこと。 3 以下、※印の欄には、記入しないこと。		
※受験番号	※コード	※保健所受付欄
	保健所	
	学校	
	本籍	

第6号様式（第3条関係）

准看護師試験合格証明書交付申請書

年 月 日

三重県知事 宛て

本籍（国籍等）

住 所

（ふりがな）

氏 名

年 月 日生

准看護師試験合格証明書を受けたいので申請します。

- 1 試験合格の年月日
- 2 試験合格証明を必要とする理由

第八号様式から第十号様式までを次のように改める。

第8号様式（第4条関係）

三	重	県	証	紙
貼		付		欄

准看護師再教育研修修了登録申請書

登 録 県	都道 府県	登 録 番 号	第 号
登 録 年 月 日	年 月 日		

1 再教育研修の開始年月日及び修了年月日

開 始 年 月 日	年 月 日	修 了 年 月 日	年 月 日
-----------	-------	-----------	-------

2 個別研修に係る再教育命令を受けた者にあつては、助言指導者の氏名

助 言 指 導 者 の 氏 名	
-----------------	--

上記により、准看護師再教育研修修了登録を申請します。

年 月 日

本 籍 (国 籍 等)	都道 府県		
郵 便 番 号	〒 —		
住 所			
電 話 番 号	()		
ふ り が な			
氏 名			
生 年 月 日	年 月 日生	性 別	男・女

三重県知事 宛て

第9号様式（第5条関係）

三	重	県	証	紙
貼		付		欄

准看護師再教育研修修了登録証書換交付申請書

登 録 県	都道府県	登 録 番 号	第 号
登 録 年 月 日	年 月 日	再教育研修 修了登録 年 月 日	年 月 日

1 変更を生じた事項

区 分	変 更 前	変 更 後
本 籍 (国 籍 等)	都道府県	都道府県
ふ り が な		
氏 名		
生 年 月 日	年 月 日生	年 月 日生

2 変更の事由

--

上記により、准看護師再教育研修修了登録証の書換交付を申請します。

年 月 日

郵 便 番 号	〒 ー		
住 所			
電 話 番 号	()		
ふ り が な			
氏 名			
生 年 月 日	年 月 日生	性 別	男・女

三重県知事 宛て

第 1 0 号様式（第 6 条関係）

三	重	県	証	紙
貼		付		欄

准看護師再教育研修修了登録証再交付申請書

登 録 県	都道府県	登 録 番 号	第 号
登 録 年 月 日	年 月 日	再教育研修 修了登録 年 月 日	年 月 日
本 籍 (国 籍 等)	都道府県		
ふ り が な			
氏 名			
生 年 月 日	年 月 日生		
免許取得資格			

上記の准看護師再教育研修修了登録証を〔 損傷 〕したので准看護師再教育研修修了登
〔 亡失 〕

録証の再交付を申請します。

年 月 日

郵便番号	〒 ー
住 所	
電話番号	()
ふ り が な	
氏 名	

三重県知事 宛て

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和八年十月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の保健師助産師看護師法施行細則（次項において「旧規則」という。）の規定に基づいて提出されている申請書その他の書類は、この規則による改正後の保健師助産師看護師法施行細則に基づいて提出された申請書その他の書類とみなす。
- 3 この規則の施行前に旧規則に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

栄養士法施行細則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和八年九月三十日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

三重県規則第五十一号

栄養士法施行細則の一部を改正する規則

栄養士法施行細則（昭和五十二年三重県規則第三十二号）の一部を次のように改正する。

第一号様式から第四号様式までを次のように改める。

第1号様式（第1条関係）

三重県証紙貼付け欄			
栄 養 士 免 許 申 請 書			
三重県知事 宛て			
養成施設名		年 月 日卒業	
年 月 日施行第 回栄養士試験合格		受験地	
1 及び 2 の有無について、必ず該当するどちらかを○で囲むこと 1 罰金以上の刑に処せられたことの有無 （有の場合には、その罪、刑及び刑の確定年月日） 無・有 _____ 2 栄養士法第1条に規定する業務に関し犯罪又は不正の行為を行ったことの有無 （有の場合には、違反の事由及び年月日） 無・有 _____ 栄養士法施行令第1条第1項の規定により、栄養士の免許を申請します。 _____ 年 _____ 月 _____ 日			
本籍地都道府県 （国籍等）			
住 所	〒		
電話番号			
ふりがな	(氏)	(名)	
氏 名			
旧姓併記の希望	有 ・ 無		
旧姓併記			
通称名併記			
性 別	男 ・ 女		
生年月日	年 月 日		

- 備考 1 貼付けた三重県証紙には、消印をしないこと。
- 2 用紙の大きさは、A4とすること。

第2号様式（第1条関係）

三重県証紙貼付け欄							
栄養士名簿訂正・免許証書換え交付申請書 三重県知事 宛て							
登録 番号	第		号	登録 年月日		年	月 日
変更事項							
	変更前		変更後（第1回）		変更後（第2回）		
本籍地 都道府県 (国籍等)							
ふりがな	(氏)	(名)	(氏)	(名)	(氏)	(名)	
氏 名							
旧姓併記の希望	/		有 ・ 無		有 ・ 無		
旧姓併記							
通称名併記							
性 別	男 ・ 女		男 ・ 女		男 ・ 女		
変更の理由 及び年月日	年 月 日						
栄養士法施行令第3条第1項による栄養士名簿の訂正及び同令第5条第1項の規定による栄養士免許証の書換え交付を申請します。 年 月 日							
住 所	〒						
電 話 番 号							
氏 名							
生 年 月 日	年 月 日						

- 備考 1 貼付けた三重県証紙には、消印をしないこと。
- 2 用紙の大きさは、A4とすること。

第3号様式（第1条関係）

栄養士名簿登録抹消申請書

三重県知事 宛て

登録 番号	第	号	登録 年月日	年	月	日
----------	---	---	-----------	---	---	---

本籍地都道府県 (国籍等)	
------------------	--

ふりがな	(氏)	(名)
氏 名		
生年月日	年	月 日

抹消の理由 及び年月日	死亡	・	失踪	・	その他（	）
			年		月	日

栄養士法施行令第4条（第1項・第3項）の規定により、栄養士名簿の登録の抹消を申請します。

年 月 日

住 所	〒	
電 話 番 号		
氏 名		
届出者続柄		

備考 1 用紙の大きさは、A4 とすること。

第4号様式（第1条関係）

三重県証紙貼付け欄			
栄養士免許証再交付申請書			
三重県知事 宛て			
登録 番号	第	号	登録 年月日
			年 月 日
本籍地都道府県 (国籍等)			
ふりがな	(氏)	(名)	
氏 名			
生 年 月 日	年	月	日
再交付申請 の理由	亡失 ・ 毀損（破った、汚した）		
栄養士法施行令第6条第1項の規定により、栄養士免許証の再交付を申請します。 年 月 日			
住 所	〒		
電 話 番 号			
氏 名			

- 備考 1 貼付けた三重県証紙には、消印をしないこと。
- 2 用紙の大きさは、A4とすること。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和八年十月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の栄養士法施行細則（次項において「旧規則」という。）の規定に基づいて提出されている申請書その他の書類は、この規則による改正後の栄養士法施行細則に基づいて提出された申請書その他の書類とみなす。
- 3 この規則の施行前に旧規則に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

調理師法施行細則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和八年九月三十日

三重県知事 一 見 勝 之

三重県規則第五十二号

調理師法施行細則の一部を改正する規則

調理師法施行細則（昭和二十四年三重県規則第三十九号）の一部を次のように改正する。
第四号様式及び第五号様式を次のように改める。

第4号様式（第5条関係）

調理師名簿訂正・免許証書換交付申請書

年 月 日

三重県知事 宛て

住 所	〒 (電話 - -)
ふ り が な	
氏 名	
生 年 月 日	年 月 日

次のとおり変更したので関係書類を添えて

名簿の訂正
免許証の書換交付

を申請します。

	変 更 前	変 更 後
本籍地都道府県 (国 籍 等)		
ふ り が な		
氏 名		
旧姓又は通称名の 併 記 の 希 望		有 ・ 無
免 許 に 記 載 の 旧 姓 又 は 通 称 名		
性 別	男 ・ 女	男 ・ 女

変 更 を 生 じ た 年 月 日	年 月 日
----------------------	-------

登 録 番 号	第 号
登 録 年 月 日	年 月 日

備考

- 1 選択制の欄については、該当する方に○をつけること。
- 2 名簿の訂正の場合は、変更事項が確認できる戸籍抄本等を添付すること。
- 3 免許証の書換交付の場合は、調理師免許証を添付すること。
- 4 免許証の書換えにより旧姓等の併記を希望する場合は、旧姓等が確認できる戸籍謄本等を添付すること。
- 5 「免許に記載の旧姓又は通称名」については、変更前欄は免許に記載されている旧姓又は通称名を記載すること。変更後欄は免許に記載を希望する旧姓又は通称名を記載すること。

第5号様式（第6条関係）

調理師名簿登録消除申請書

年 月 日

三重県知事 宛て

住 所	〒 (電話 - -)
氏 名	
続 柄	

次のとおり名簿の登録を消除したいので、関係書類を添えて申請します。

登録者の本籍地都道府県 (国 籍 等)	
ふ り が な	
登 録 者 の 氏 名	
登 録 者 の 生 年 月 日	年 月 日
登 録 番 号	第 号
登 録 年 月 日	年 月 日

消 除 理 由 の 生 じ た 年 月 日	年 月 日
消 除 理 由	死亡 失踪 その他 ()

備考 死亡又は失踪の宣告を受けたことによる登録の消除申請の場合には、それを証する書類を提示すること。

第七号様式を次のように改める。

第7号様式（第8条関係）

調 理 師 免 許 証 返 納 書

年 月 日

三重県知事 宛て

住 所	〒 (電話 - -)
氏 名	

次により免許証を返納します。

本籍地都道府県 (国 籍 等)	
ふ り が な	
氏 名	
生 年 月 日	年 月 日
登 録 番 号	第 号
登 録 年 月 日	年 月 日

返 納 理 由 の 生 じ た 年 月 日	年 月 日
返 納 理 由	

備考 調理師免許証を添付すること。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和八年十月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の調理師法施行細則（次項において「旧規則」という。）の規定に基づいて提出されている申請書その他の書類は、この規則による改正後の調理師法施行細則に基づいて提出された申請書その他の書類とみなす。
- 3 この規則の施行前に旧規則に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

製菓衛生師法施行細則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和八年九月三十日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

三重県規則第五十三号

製菓衛生師法施行細則の一部を改正する規則

製菓衛生師法施行細則（昭和四十二年三重県規則第五十号）の一部を次のように改正する。
第四号様式から第六号様式までを次のように改める。

第4号様式（第4条関係）

製菓衛生師免許申請書

年 月 日

三重県知事 宛て

		本籍地都道府県 (国 籍 等)			
住 所	〒 (電話 - -)				
ふ り が な	(氏)		(名)		
氏 名					
	(旧姓)				
通 称 名					
生 年 月 日	年 月 日		性 別	男 ・ 女	

製菓衛生師免許を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

製 菓 衛 生 師 試 験	合 格 年 月	年 月		
	実施都道府県名		合格番号	
免 許 の 取 消 し の 有 無		有 ・ 無 ※有のときは、その理由及び年月日		
麻薬、あへん、大麻又は覚せい剤 の中毒者に該当することの有無		有 ・ 無		

備考

- 1 製菓衛生師法施行規則第1条第2項に規定する書類を添付すること。
- 2 旧姓及び通称名の欄は、免許証への併記を希望する場合にのみ記載し、併記したい旧姓等が確認できる戸籍謄本等を添付すること。
- 3 選択制の欄については、該当する方に○をつけること。

証紙貼付

第 5 号様式（第 5 条関係）

製菓衛生師名簿訂正・免許証書換交付申請書

年 月 日

三重県知事 宛て

住 所	〒 (電話 - -)
ふ り が な	
氏 名	
生 年 月 日	年 月 日

次のとおり変更したので関係書類を添えて

名簿の訂正

免許証の書換交付

を申請します。

	変 更 前	変 更 後
本籍地都道府県 (国 籍 等)		
ふ り が な		
氏 名		
旧姓又は通称名 の併記の希望		有 ・ 無
免許に記載の 旧姓又は通称名		
性 別	男 ・ 女	男 ・ 女

変 更 を 生 じ た 年 月 日	年 月 日
----------------------	-------

登 録 番 号	第 号
登 録 年 月 日	年 月 日

備考

- 1 選択制の欄については、該当する方に○をつけること。
- 2 名簿の訂正の場合は、変更事項が確認できる戸籍抄本等を添付すること。
- 3 免許証の書換交付の場合は、製菓衛生師免許証を添付すること。
- 4 免許証の書換えにより旧姓等の併記を希望する場合は、旧姓等が確認できる戸籍謄本等を添付すること。
- 5 「免許に記載の旧姓又は通称名」については、変更前欄は免許に記載されている旧姓又は通称名を記載すること。変更後欄は免許に記載を希望する旧姓又は通称名を記載すること。

第6号様式（第6条関係）

製菓衛生師名簿登録消除申請書

年 月 日

三重県知事 宛て

住 所	〒 (電話 - -)
氏 名	
続 柄	

次のとおり名簿の登録を消除したいので、関係書類を添えて申請します。

登 録 者 の 本 籍 地 都道府県（国籍等）	
ふ り が な	
登 録 者 の 氏 名	
登 録 者 の 生 年 月 日	年 月 日
登 録 番 号	第 号
登 録 年 月 日	年 月 日

消 除 理 由 の 生 じ た 年 月 日	年 月 日
消 除 理 由	死亡 失踪 その他（ ）

備考 死亡又は失踪の宣告を受けたことによる登録の消除申請の場合には、それを証する書類を提示すること。

第八号様式を次のように改める。

第8号様式（第8条関係）

製菓衛生師免許証返納書

年 月 日

三重県知事 宛て

住 所	〒 (電話 - -)
氏 名	

次により免許証を返納します。

本籍地都道府県 (国 籍 等)	
ふ り が な	
氏 名	
生 年 月 日	年 月 日
登 録 番 号	第 号
登 録 年 月 日	年 月 日

返 納 理 由 の 生じた年月日	年 月 日
返 納 理 由	

備考 製菓衛生師免許証を添付すること。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和八年十月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の製菓衛生師法施行細則（次項において「旧規則」という。）の規定に基づいて提出されている申請書その他の書類は、この規則による改正後の製菓衛生師法施行細則に基づいて提出された申請書その他の書類とみなす。
- 3 この規則の施行前に旧規則に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

毒物及び劇物取締法施行細則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和八年九月三十日

三重県知事 一 見 勝 之

三重県規則第五十四号

毒物及び劇物取締法施行細則の一部を改正する規則

毒物及び劇物取締法施行細則（昭和三十二年三重県規則第三十二号）の一部を次のように改正する。
第八号様式を次のように改める。

第8号様式（第5条関係）

* 受験番号

受 験 申 込 書

（毒物劇物取扱者試験）

年 月 日

三重県知事 あて

本籍地都道府県

（日本国籍を有していない者については、その国籍等）

住 所 （〒 ）

ふりがな

氏 名

年 月 日生

電話番号

毒物劇物取扱者試験を受けたいので関係書類を添えて申し込みます。

記

受験種別

一般 農 業 用 品 目 特 定 品 目

注 1 *印の欄は記入しないこと。

2 氏名は戸籍に記載されている文字を使用すること。

3 本籍地都道府県の欄は、日本の国籍を有しない者については、その国籍等（その国籍の属する国又は出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第2条第5号ロに規定する地域をいう。）を記載すること。

（規格A4）

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和八年十月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の毒物及び劇物取締法施行細則（次項において「旧規則」という。）の規定に基づいて提出されている申込書その他の書類は、この規則による改正後の毒物及び劇物取締法施行細則に基づいて提出された申込書その他の書類とみなす。
- 3 この規則の施行前に旧規則に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和八年九月三十日

三重県知事 一 見 勝 之

三重県規則第五十五号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則の一部を改正する規則

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則（昭和四十七年三重県規則第十二号）の一部を次のように改正する。

第四号様式を次のように改める。

第4号様式（第7条関係）

三重県収入証紙 15,000円貼付	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"><tr><td style="text-align: center; padding: 2px;">※ 受 験 番 号</td></tr><tr><td style="height: 40px;"></td></tr></table> 登 録 販 売 者 試 験 受 験 申 請 書 年 月 日 三重県知事 宛て 本籍地都道府県 （日本国籍を有していない者については、その国籍等） 住 所（〒 ） ふりがな 氏 名 性 別 男・女 年 月 日生 電話番号（ ） 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第36条の8第1項の規定による登録販売者試験を受けたいので、関係書類を添えて申し込みます。 注 1 黒色インク又はボールペン等を用い、楷書ではつきり書くこと。 2 ※印の欄は記入しないこと。	※ 受 験 番 号	
※ 受 験 番 号			

（規格A4）

第七号様式を次のように改める。

第7号様式（第9条関係）

登録販売者試験合格通知書再交付申請書

年 月 日

三重県知事 宛て

住 所	
氏 名	
生 年 月 日	年 月 日

次の合格通知書を破り（よごし・失い）しましたので、再交付を申請します。

本籍地都道府県 （日本国籍を有していない者については、その国籍等）	
ふ り が な	
氏 名	
生 年 月 日	年 月 日
合 格 番 号	第 号
合 格 年 月 日	年 月 日

合格通知書を破り、よごし、又は失った年月日	年 月 日
-----------------------	-------

（規格A4）

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和八年十月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則（次項において「旧規則」という。）の規定に基づいて提出されている申請書その他の書類は、この規則による改正後の医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則に基づいて提出された申請書その他の書類とみなす。
- 3 この規則の施行前に旧規則に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

公 安 委 規 則

委託を受けて確認事務を行おうとする法人の登録等の手続に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和八年九月三十日

三重県公安委員会委員長 村 田 典 子

三重県公安委員会規則第六号

委託を受けて確認事務を行おうとする法人の登録等の手続に関する規則の一部を改正する規則

委託を受けて確認事務を行おうとする法人の登録等の手続に関する規則（平成十七年三重県公安委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

様式第一号及び様式第二号を次のとおり改める。

様式第1号（第2条関係）

※受理年月日	年 月 日
※受理番号	
※登録年月日	年 月 日
※登録番号	

登 録
登録更新 申請書

道路交通法第51条の8 第2項の規定により登録の
第7項において準用する同条第2項の規定により登録更新
申請をします。

年 月 日

三重県公安委員会 様

（主たる事務所の所在地）
（名 称）
（代表者の氏名）

（フリガナ） 法人の名称				
主たる事務所の所在地	電話			
法人の種類	1 株式会社	2 有限会社	3 財団法人	4 社団法人 5 その他（ ）
（フリガナ） 代表者氏名				

（登録更新申請の場合のみ記載）

登録通知書に記載されている登録年月日	年 月 日 登録
登録通知書に記載されている登録番号	第 号

※ 添 付 書 類	〔法人関係〕	〔各役員関係〕
	☐ 定款等	☐ 住民票の写し（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第5号に掲げる事項（外国人にあっては、同法第30条の45に規定する国籍等）が記載されたものに限る。）
	☐ 登記事項証明書	☐ 診断書
	☐ 役員の氏名及び住所を記載した名簿	
	☐ 欠格事由に該当しない旨の誓約書	
	☐ 資機材を保有する旨の誓約書	
	☐ 駐車監視員資格者証の写し(2以上)	
	☐ 事務所に係る資料	

備考 ※印欄には記載しないこと。

（規格A4）

様式第2号（第2条関係）

(フリガナ) 法人名称		所在地		役員名簿	
番号	役職名	(フリガナ) 氏名	生年月日	住	所
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

備考 1 番号1の欄には代表者について記載すること。

2 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

(規格A4)

様式第七号から様式第十三号までを次のとおり改める。

様式第7号（第3条関係）

第

号

登録（更新）申請に関する通知書

(主たる事業所の所在地)

(名 称)

(代表者の氏名)

様

第 1 項に規定する登録

年 月 日付けの道路交通法第51条の8

第6項に規定する登録の更新

の申請については、下記の理由により登録（更新）しないこととしたので通知します。

理 由

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に三重県公安委員会に対して審査請求をすることができます（なお、処分があったことを知った日の翌日から3か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、三重県を被告として（訴訟において三重県を代表する者は三重県公安委員会となります。）提起することができます（なお、この処分があったことを知った日から6か月以内であっても、処分の日から1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

年 月 日

三重県公安委員会

印

先 会 照

備考 「照会先」欄に事務主管課の名称、所在地、郵便番号及び電話番号を記載の上、交付すること。

(規格 A 4)

様式第8号（第4条関係）

第

号

登録取消処分通知書

(主たる事業所の所在地)

(名 称)

(代 表 者 の 氏 名) 様

道路交通法第51条の10の規定により、登録（登録番号 第 号）を
取り消したので通知する。

理 由

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に三重県公安委員会に対して審査請求をすることができます（なお、処分があったことを知った日の翌日から3か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、三重県を被告として（訴訟において三重県を代表する者は三重県公安委員会となります。）提起することができます（なお、この処分があったことを知った日から6か月以内であっても、処分の日から1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

年 月 日

三重県公安委員会 印

照 会 先

備考 「照会先」欄に事務主管課の名称、所在地、郵便番号及び電話番号を記載の上、交付すること。

(規格A4)

様式第9号（第5条関係）

（表）

※ 受理年月日	年 月 日
※ 受理番号	
※ 修了証明書交付年月日	年 月 日
※ 修了証明書番号	

駐車監視員資格者講習受講申込書

年 月 日

三重県公安委員会 様

（申込者の氏名）

申 込 者	住 所	〒 ー			
		電 話	(自宅・携帯)		
	(フリガナ)		性 別	男・女	写 真 (縦3.0cm× 横2.4cm)
	氏 名				
	生年月日	年 月 日生			
	勤務先その 他の連絡先	名 称 所在地 電 話			
受 講 希 望 年 月 日					

実 施	※受講年月日	年 月 日から 年 月 日まで (修了考査) (年 月 日)	※ 修了考査の結果	合・否
	※受講場所			
	※受講番号			

備考 1 ※印欄には、記載しないこと。

2 写真は、申込み前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのものとする。

（規格A4）

(裏)

注 意 事 項

駐車監視員資格者講習を受講し、その課程を修了しても道路交通法第51条の13第1項第2号に掲げる次のいずれかに該当する場合には、駐車監視員資格者証の交付を受けることができません。

- 1 18歳未満の者
- 2 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 3 拘禁刑以上の刑に処せられ、又は道路交通法第119条の2の4第2項の罪を犯して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者
- 4 集団的に、又は常習的に確認事務の委託の手続等に関する規則第3条各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為を行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者
- 5 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第12条若しくは第12条の6の規定による命令又は同法第12条の4第2項の規定による指示を受けた者であって、当該命令又は指示を受けた日から起算して2年を経過しないもの
- 6 アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者
- 7 精神機能の障害により確認事務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- 8 駐車監視員資格者証の返納を命ぜられ、その返納の日から起算して2年を経過しない者

様式第 1 0 号（第 5 条関係）

※ 受講番号	
駐車監視員資格者講習受講票	
フリガナ	
氏 名	(男・女)
生年月日	年 月 日生

項 目	日 時	確 認
※ 受付時間	各日 時 分から 時 分の間	
※ 講習日①	年 月 日 時 分 開始	
※ 講習日②	年 月 日 時 分 開始	
※ 考查日③	年 月 日 時 分 開始	
※ 場所 (略 図)		

(1 5 × 1 0 cm)

様式第 1 1 号（第 6 条関係）

※ 受理年月日	年 月 日
※ 受理番号	
※ 認定年月日	年 月 日
※ 認定書番号	

認 定 申 請 書

年 月 日

三 重 県 公 安 委 員 会 様

(申請者の氏名)

申 請 者	住 所	〒 ー			
		電 話	(自 宅 ・ 携 帯)		
	(フリガナ)		性 別	男 ・ 女	写 真 (縦3.0cm× 横2.4cm)
	氏 名				
	生年月日	年 月 日	生		
勤務先その 他の連絡先	名 称 所在地 電 話				

実 施	※認定審査日	年 月 日	※認定審査の結果	合 ・ 否
	※受検場所			
	※受検番号			

備考 1 ※印欄には、記載しないこと。

2 写真は、申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ
3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのものを貼り付けること。

3 確認事務の委託の手続等に関する規則第10条第1項各号のいずれかに該当する者であることを証する書面を添付すること。

(規格A4)

様式第 1 2 号（第 6 条関係）

※ 受検番号		
駐車監視員資格者認定考查受検票		
フリガナ 氏 名 (男・女) 生年月日 年 月 日生		
項 目	日 時	確 認
※ 受付時間	各日 時 分から 時 分の間	
※ 認定考查	年 月 日 時 分 開始	
※ 場所 (略 図)		

(1 5 × 1 0 cm)

様式第 1 3 号（第 7 条関係）

※受理年月日	年 月 日
※受理番号	
※交付年月日	年 月 日
※資格者証番号	

駐車監視員資格者証交付申請書

年 月 日

三 重 県 公 安 委 員 会 様

(申請者の氏名)

申 請 者	住 所	〒 ー			
		電 話	(自宅・携帯)		
	(フリガナ)		性 別	男・女	写 真 (縦3.0cm ×横2.4cm)
	氏 名				
	生年月日	年 月 日生			
勤務先その 他の連絡先	名 称 所在地 電 話				
証 明 書 (認 定 書)	番 号				
	交付年月日	年 月 日			

※ 添 付 書 類	☐ 修了証明書又は認定書
	☐ 住民票の写し（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第5号に掲げる事項（外国人にあっては、同法第30条の45に規定する国籍等）が記載されたものに限る。）
	☐ 診断書
	☐ 誓約書
	☐ 写真2枚（うち1枚貼付）

備考 1 ※印欄には、記載しないこと。

- 2 写真は、申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのものとし、その裏面に氏名と撮影年月日を記載すること。

(規格A4)

様式第十五号から様式第十九号までを次のとおり改める。

様式第15号（第7条関係）

駐車監視員資格者証交付者名簿			
交 付 内 容			特記事項
資格者証番号	住 所	〒 ー	
交付年月日 年 月 日	フリガナ氏名 生年月日	(男・女) 年 月 日生	
修了証明書番号等	連絡先	(自宅・携帯)	
資格者証番号	住 所	〒 ー	
交付年月日 年 月 日	フリガナ氏名 生年月日	(男・女) 年 月 日生	
修了証明書番号等	連絡先	(自宅・携帯)	
資格者証番号	住 所	〒 ー	
交付年月日 年 月 日	フリガナ氏名 生年月日	(男・女) 年 月 日生	
修了証明書番号等	連絡先	(自宅・携帯)	
資格者証番号	住 所	〒 ー	
交付年月日 年 月 日	フリガナ氏名 生年月日	(男・女) 年 月 日生	
修了証明書番号等	連絡先	(自宅・携帯)	

備考 特記事項には再交付歴、返納命令歴等を記載すること。

(規格A4)

様式第 1 6 号（第 8 条関係）

※ 受理年月日	年 月 日
※ 受理番号	
※ 証明書再交付年月日	年 月 日

駐車監視員資格者講習修了証明書（認定書）再交付申請書

年 月 日

三重県公安委員会 様

（申請者の氏名）

申 請 者	住 所	〒 ー		
		電 話	(自宅・携帯)	
	(フリガナ)		性	男 ・ 女
	氏 名		別	
	生年月日	年 月 日生		
証 明 書 （ 認 定 書 ）	勤 務 先	名 称 所在地 電 話		
	番 号			
	交付年月日	年 月 日		
再交付を 申請する事由				

- 備考 1 ※印欄には、記載しないこと。
- 2 「再交付を申請する事由」欄には、亡失又は滅失の状況を記載すること。
- 3 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

（規格 A 4）

様式第 1 7 号（第 9 条関係）

※ 受理年月日	年 月 日
※ 受理番号	
※ 交付年月日	年 月 日

駐車監視員資格者証書換え交付申請書

年 月 日

三重県公安委員会 様

(申請者の氏名)

申 請 者	住 所	〒 ー			
		電 話	(自宅・携帯)		
	(フリガナ)		性 別	男・女	写 真 (縦3.0cm× 横2.4cm)
	氏 名				
	生年月日	年 月 日	生 日		
勤務先その他連絡先	名 称 所在地 電 話				
資 格 者 証 番 号	資格者証 番 号				
	交付年月日	年 月 日			
書換え交付を 申請する事由					

- 備考 1 ※印欄には、記載しないこと。
- 2 写真は、申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのものとすること。
- 3 「書換え交付を申請する事由」欄には、変更事項の内容及びその理由を記載すること。
- 4 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

(規格A4)

様式第 1 8 号（第 9 条関係）

※ 受理年月日	年 月 日
※ 受理番号	
※ 交付年月日	年 月 日

駐車監視員資格者証再交付申請書

年 月 日

三重県公安委員会 様

（申請者の氏名）

申 請 者	住 所	〒 ー			
	(フリガナ)				
	氏 名		性 別	男・女	写 真 (縦3.0cm× 横2.4cm)
	生年月日	年 月 日	生		
	勤務先その他 の連絡先	名 称 所在地 電 話			
資 格 者 証 番 号	資格者証 番 号				
	交付年月日	年 月 日			
再交付を 申請する事由					

- 備考 1 ※印欄には、記載しないこと。
- 2 写真は、申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのものとすること。
- 3 「再交付を申請する事由」欄には、亡失又は滅失の状況を記載すること。
- 4 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

（規格A4）

様式第19号（第10条関係）

第

号

駐車監視員資格者証返納命令書

(住所)

(氏名)

様

道 路 交 通 法 第 5 1 条 の 1 3 第 2 項 の 規 定 に よ り 、 駐 車 監 視 員 資 格 者 証

(第 号) の 返 納 を 命 ず る 。

理 由

この返納命令書の交付を受けた者は、その交付の日から10日以内に当該駐車監視員資格者証を当該返納命令書を交付した公安委員会に返納しなければならない。

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、三重県を被告として（訴訟において三重県を代表する者は三重県公安委員会となります。）提起することができます（なお、この処分があったことを知った日から6か月以内であっても、処分の日から1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

年 月 日

三重県公安委員会



照 会 先

照 会 先

(規格A4)

- 備考 1 返納命令処分に係る聴聞の通知を行政手続法第15条第3項に規定する方法により行い、かつ、被処分者が聴聞の期日に出頭しなかった場合にあっては、行政不服審査法の規定による教示も併せて行うこと。
- 2 「照会先」欄に事務主管課の名称、所在地、郵便番号及び電話番号を記載の上、交付すること。

附 則
この規則は、令和八年十月一日から施行する。

告 示

三重県告示第六百八号

三重県医師法施行細則の一部を改正する告示を次のように定めます。
令和八年九月三十日
三 重 県 知 事 一 見 勝 之
三重県医師法施行細則の一部を改正する告示

三重県医師法施行細則（昭和三十一年三重県告示第四百九十四号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
	(再免許申請) 第三条 法第七条第三項の規定に基づく再免許の申請書は、第一号様式によるものとする。 (医籍訂正申請) 第四条 令第三条第一項の規定に基づく医籍訂正申請書は、第二号様式によるものとする。 (医籍まつ消申請) 第五条 令第四条の規定に基づく医籍まつ消申請書は、第三号様式によるものとする。 (医籍訂正および免許証の書換交付申請) 第六条 令第三条第一項の規定に基づき医籍の訂正を申請しようとする者が同時に令第五条第一項の規定に基づく免許証の書換交付を必要とする場合の申請書は、第四号様式によるものとする。 (免許証の再交付申請) 第七条 令第六条の規定に基づく免許証再交付申請書は、第五号様式によるものとする。 (免許証の返納) 第八条 令第六条第五項及び令第七条第二項の規定に基づき免許証を返納するときは、第六号様式によるものとする。

第一号様式から第六号様式までを削る。

- 附 則
(施行期日)
1 この告示は、公表の日から施行する。
(経過措置)
2 この告示の施行の際現にこの告示による改正前の三重県医師法施行細則の規定に基づいて提出されている申請書その他の書類は、この告示による改正後の三重県医師法施行細則に基づいて提出された申請書その他の書類とみなす。

三重県告示第六百九号

三重県歯科医師法施行細則の一部を改正する告示を次のように定めます。
令和八年九月三十日
三 重 県 知 事 一 見 勝 之
三重県歯科医師法施行細則の一部を改正する告示

三重県歯科医師法施行細則（昭和三十二年三重県告示第四百九十五号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
	(再免許申請) 第三条 法第七条第三項の規定に基づく再免許の申請書は、第一号様式によるものとする。 (歯科医籍訂正申請) 第四条 令第三条第一項の規定に基づく歯科医籍訂正申請書は、第二号様式によるものとする。 (歯科医籍まつ消申請) 第五条 令第四条の規定に基づく歯科医籍まつ消申請書は、第三号様式によるものとする。 (歯科医籍訂正および免許証の書換交付申請) 第六条 令第三条第一項の規定に基づき歯科医籍の訂正を申請しようとする者が同時に令第五条第一項の規定に基づく免許証の書換交付を必要とする場合の申請書は、第四号様式によるものとする。 (免許証の再交付申請) 第七条 令第六条の規定に基づく免許証再交付申請書は、第五号様式によるものとする。 (免許証の返納) 第八条 令第六条第五項及び令第七条第二項の規定に基づき免許証を返納するときは、第六号様式によるものとする。

第一号様式から第六号様式までを削る。

- 附 則
- (施行期日)
- 1 この告示は、公表の日から施行する。
- (経過措置)
- 2 この告示の施行の際現にこの告示による改正前の三重県歯科医師法施行細則の規定に基づいて提出されている申請書その他の書類は、この告示による改正後の三重県歯科医師法施行細則に基づいて提出された申請書その他の書類とみなす。

発行 三 重 県

三重県津市栄町1丁目891

三重県総務部法務課

電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <https://www.pref.mie.lg.jp/>
